

第6章 自殺対策計画の施策

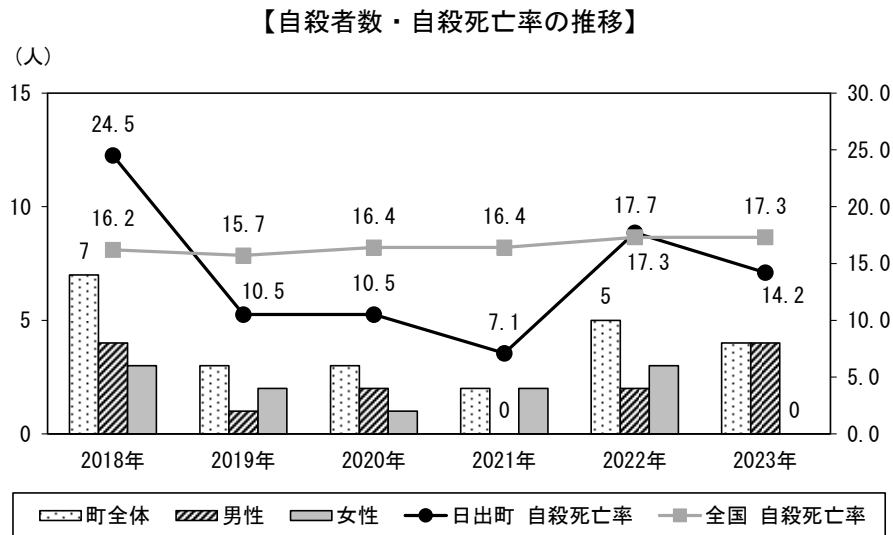
1 現状

(1) 本町の自殺の特徴

1) 自殺者数・自殺死亡率（人口10万対）の推移

本町の自殺死亡率は、2018（平成30）年から2021（令和3）年までは減少傾向にありますが、2022（令和4）年で増加に転じています。

全国の自殺死亡率と比較すると、2018（平成30）年、2022（令和4）年をのぞいて、日出町の方が自殺死亡率は低くなっています。



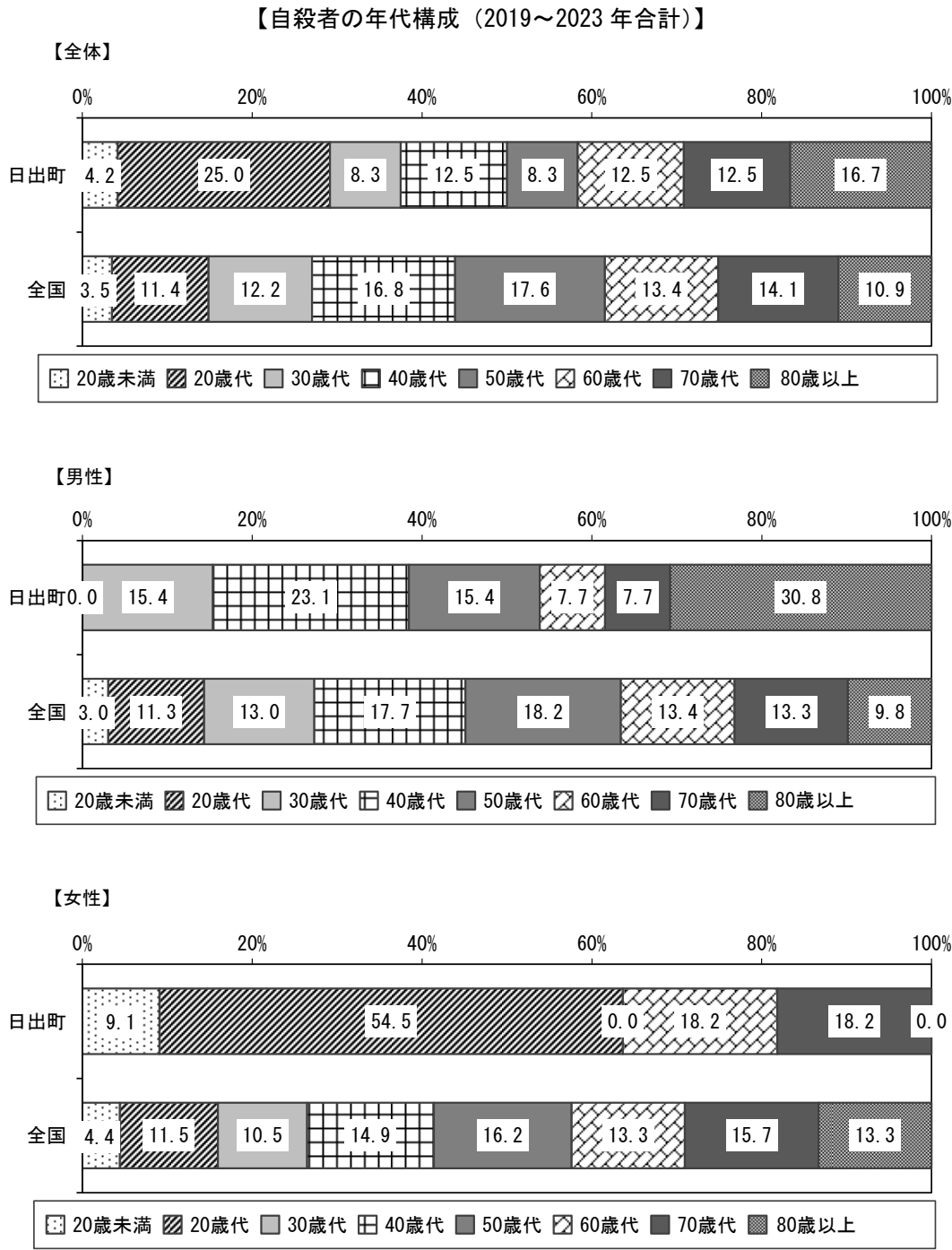
※出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」の2018年から2023年までの6年分のデータ（自殺日・住居地ベース）

自殺死亡率：人口10万人に対する割合

2) 自殺者の状況

① 自殺者の年代構成

日出町の自殺者の年齢構成をみると、20 歳代が 25.0%と最も多く、次いで 80 歳以上が 16.7%と多くなっています。男女別にみると、男性では 80 歳以上が 30.8%と最も多く、女性では 20 歳代が 54.5%と最も多くなっています。

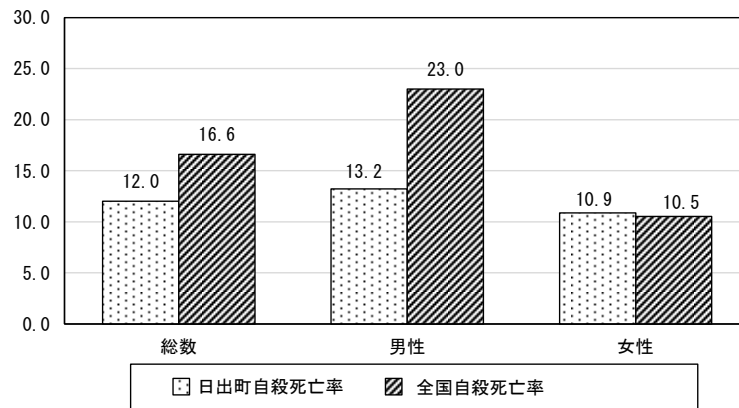


② 性別・年代別の自殺死亡率

性別の自殺死亡率をみると、総数では12.0と全国の16.6より低くなっています。

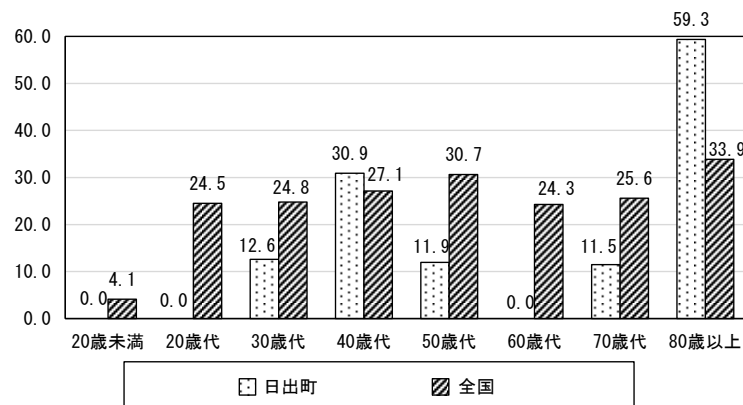
男性は13.2と全国平均の23.0に比べて低くなっていますが、女性は10.9と全国平均の10.5と同程度となっています。

【性別自殺死亡率（2019～2023 年合計）】



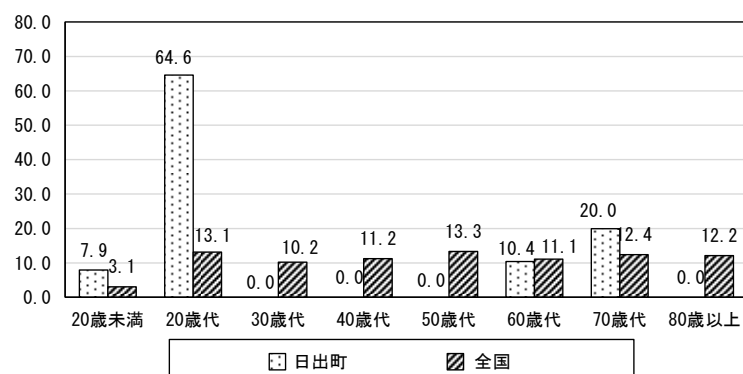
男性の自殺死亡率をみると、40歳代と80歳以上は全国平均を上回っており、特に80歳以上が59.3と最も高くなっています。

【男性の性別自殺死亡率（2019～2023 年合計）】



女性の自殺死亡率では、20歳未満、20歳代、70歳代は全国平均を上回っています。特に20歳代が64.6と最も高くなっており、全国平均と比べ大きな差がみられます。

【女性の性別自殺死亡率（2019～2023 年合計）】



③ 地域の自殺の特徴

自殺総合対策推進センター作成の「地域自殺実態プロファイル（2023）」では、主な自殺の特徴は、以下のように示されます。

これにより、対策が優先される対象群として「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」「勤務・経営」が位置付けられています。

【地域の主な自殺者の特徴（日出町地域自殺実態プロファイル（2023））】

上位 4 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)
1 位：男性 60 歳以上無職同居	4	23.5%	36.9
2 位：女性 20～39 歳無職同居	3	17.6%	78.7
3 位：男性 40～59 歳有職同居	3	17.6%	21.7
4 位：女性 60 歳以上無職同居	3	17.6%	17.7

資料：「地域自殺実態プロファイル」とはいのち支える自殺対策推進センターが本町における自殺の実態をまとめたものです。警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）にて個別集計

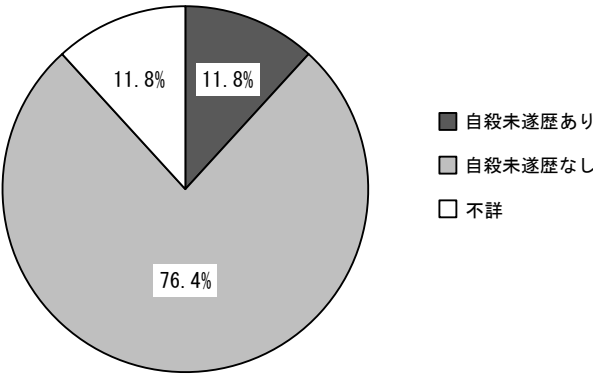
区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。（第 5 位は、人数が少ないため削除）

※自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの

3）自殺未遂歴

自殺者の自殺未遂歴は、自殺未遂歴がない方が 76.4%と高くなっています。但し、11.8%の方に自殺未遂歴があります。

【自殺未遂歴の有無（2019～2023 年合計）】



2 課題整理

（１）重点的な自殺対策の必要性

本町の自殺者数は、この５年間で減少し、自殺死亡率も減少傾向にあります。但し、近年では、やや増加傾向にあります。

自殺の実態は、高齢者、若者の比率が高く、国の「地域自殺実態プロファイル」では、高齢者、生活困窮者、こども・若者、無職者・失業者、勤務・経営の人が、優先的な課題の対象とされています。このため、これらの方々への自殺対策を優先する必要があります。

（２）高齢者への対策

本町では、過去５年間（2019年から2023年まで）の自殺者の41.7%が60歳以上となっており、前回計画策定時の32.4%より9.3ポイント増加し、国の平均38.4%よりも高くなっています。

60歳以上では、介護の悩みや、健康状態の問題が課題として考えられます。このことから男女とも高齢者の介護や健康問題に伴うこころの状態に気を配る必要があります。

今後、高齢化とともに高齢者のみ世帯が増加するため、介護、福祉、医療など様々な分野から総合的に高齢者への自殺対策が求められています。

（３）子ども・若者への対策

年齢別でみると、過去５年間の自殺者の25%が20歳代となっており、特に女性は54.5%が20歳代となっています。

自殺に至る要因は、様々と考えられますが、女性におけるDV等による離婚、生活苦、子育ての悩み等が考えられることから、それぞれの問題に対して、適切に相談支援等を行う必要があります。

（４）生活困窮者及び無職者・失業者への対策

「地域自殺実態プロファイル」では、無職者の自殺が多いようにあります。勤務上の問題からうつ病の発症やひきこもり等への移行などが推測されるため、本人の抱える問題へアプローチし、様々な相談支援の充実などから経済的な支援、就労支援などへつなげる必要があります。

（５）勤務・経営への対策

新型コロナウイルス感染症対策の融資制度により、経営難を回避できた事業所も多いと推察されますが、2023（令和5）年度から本格的な返済が始まっていることから、今後経営への圧迫が予想されます。小規模事業所等への経営相談の対応など自殺対策の取組が求められます。

3 重点施策

基本理念を実現する本計画の柱として、国が示す全ての自治体に取り組むことが望ましいとされる「基本施策」と、地域の特性に応じた対策とされる「重点施策」を参考に、自殺の現状やこれまでの取組を整理し、重点施策を次のように設定します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、自殺対策を「生きることの包括的支援」として地域全体で推進・展開していくことが必要です。それには、自殺対策に関わる関係機関が連携し、対策を推進する上での体制や基盤の構築・強化を図ることが重要です。このため、子どもや若者、高齢者、自殺未遂者、自死遺族など課題や対象別にネットワークを貼り巡らせることで、よりきめの細かい連携・強化を図るものとし

【評価指標】

指標名	現状値	中間値 2030 年度	目標値 2036 年度
自殺対策連携会議等の開催	未実施	1 回/年以上	1 回/年以上

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	日出町いきいき健康プランリーダー会議、日出町自殺対策推進本部	自殺対策について関係機関及び団体が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を協議し、推進するための協議会を開催します。	健康増進課
2	日出町在宅医療連携推進会議	連携推進会議の研究課題の一つとして、自殺対策リスクの高い高齢者の自殺対策に対応する在宅医療と介護の連携に努めます。	介護福祉課
3	生徒指導総合連携推進事業	フォーラムの開催や、自殺対策に向けた小中学校のいじめ防止や基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、早期対応、継続的な再発予防を図ることで、子どもたちの自殺予防に努めます。	学校教育課
4	包括的相談体制整備事業	自殺リスクの高い生活困窮者の支援事業として、県・社会福祉協議会・関係機関と連携し、生活困窮から早期に脱却することを目的に、対象者一人ひとりの課題に合わせた適切な支援に努めます。	介護福祉課
5	重層的支援体制整備事業	複雑化、複合化したニーズへの対応を目的とし、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」、「訪問等を通じた継続的支援」、「多機関協働」の一体的な実施を関係課や関係機関、地域住民との連携により実施します。	介護福祉課

(2) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、住民に積極的に普及・啓発を行っていきます。

また、悩んでいる人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における住民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、住民への啓発事業を実施します。

【評価指標】

指標名	現状値	中間値 2030 年度	目標値 2036 年度
自殺対策強化月間、自殺予防週間の認知率	47.3%	55%	60%
地域の相談機関の認知率	47.0%	55%	60%
ゲートキーパーの認知率	11.9%	15%	20%

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	町内イベントでの相談窓口の周知	イベント期間中にパンフレットを設置し、イベントに来られた方に対し、相談窓口の情報の周知に努めます。	健康増進課
2	こころの健康に関する啓発活動	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）に合わせ、こころの健康に関する街頭キャンペーン等の啓発活動を行います。	健康増進課
3	町立図書館でのコーナー展示	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）での啓発キャンペーンとして、こころの健康に関する書籍や自殺対策の取組についてコーナー展示を行います。	町立図書館
4	二十歳のつどいの啓発	こころの健康づくり、相談窓口、ゲートキーパー等の資料を配布し、周知します	健康増進課 社会教育課
5	高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットを高齢者運転免許証返納支援申請時に配布することで、相談窓口の情報の周知に努めます。	総務課

② 町民向け講習会・イベント等の開催

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	町民向けこころの健康、自殺予防に関する研修	町民や職場を対象としたこころの健康づくり、自殺予防・心の病やストレス対処、睡眠障害等に関する講座、セミナーを開催します。	健康増進課
2	地域生活支援事業	子ども、高齢者、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流する中で、うつ病と自殺の関連や早期対応の重要性に気づいてもらえるよう努めます。	介護福祉課

③ メディアを活用した啓発

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	こころの健康に関する啓発活動（再掲）	自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）には「広報ひじ」や町公式 SNS など多様な媒体を活用して、啓発に努めます。	健康増進課 政策企画課



【町立図書館でのコーナー展示】



【普及啓発ポスター】

(3) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に「気づき」、これに適切に対応できることが重要です。このために、役場職員や関係機関・地域のボランティアのほか地域住民に対して研修を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の育成を進めます。

【評価指標】

指標名	現状値	中間値 2030 年度	目標値 2036 年度
ゲートキーパー養成者数（累計）	2,272 人 (H30～R5)	4,500 人	7,000 人

① 様々な職種を対象とする研修

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	関係機関を対象としたゲートキーパー研修	ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、養成講座を保健、医療、福祉、行政、教育、経済、労働等で相談支援を行う関係機関、町民活動団体等を対象に開催し、適切な対応を図ることができる人材を養成します。	健康増進課
2	専門職向け研修会	自殺予防及びこころの健康づくりに向けて、総合的な対策を推進するため、相談支援に必要な研修を実施し相談支援担当者及び生活困窮者自立支援事業担当者等のスキルアップを図ります。	介護福祉課 健康増進課 子育て支援課

② 住民を対象とする研修

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	生徒向けのゲートキーパー研修	中学校や町内県立高校の生徒に対して「こころの健康」について学ぶ機会を設けます。自己肯定感を高め、身近な人の変化に気づく（ゲートキーパーの役割）ことの大切さを知ること、自殺予防の相談体制の確立につなげていきます。	健康増進課 学校教育課
2	町民や地域活動団体向けのゲートキーパー研修	町民、民生・児童委員、老人クラブ、認知症サポーター、町民活動団体、地域で活動する団体等を対象に、地域住民に対する活動の中で、自殺の危険性の高い人等を発見した場合に、適切な専門機関につなぐことができるよう、WEB等も活用しゲートキーパー研修を実施します。	介護福祉課 健康増進課 子育て支援課

③ 学校教育に携わる人材の育成

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	学校における早期発見に向けた地域との協力体制の構築	教職員は児童生徒の最も身近な大人です。児童生徒の様子の小さな変化（SOSサイン）に気づき、相談や支援機関につなぐことができる協力・連携関係の構築に努めます。	学校教育課



【町民向けゲートキーパー研修】



【中学生向けゲートキーパー研修】

(4) 生きることの促進要因への支援

国の自殺総合対策大綱の見直し（令和4年度）においても基本方針において「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなるとされています。自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」が、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」を上回るように、居場所づくり、相談機能の充実に取り組めます。

【評価指標】

指標名	現状値	中間値 2030 年度	目標値 2036 年度
こころの相談会の開催数	12 回/年	12 回以上/年	12 回以上/年
地域子育て支援拠点数	1 か所	2 か所	2 か所
高齢者サロンの数	56 か所	58 か所	60 か所

① 居場所づくり

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	フレンドリー広場	不登校傾向の児童生徒の「こころの居場所」を保証するため、週に3回、主体的活動や学習支援を行う活動を行います。	学校教育課
2	地域子育て支援拠点事業	両親学級の開催や助産師相談会の開催など妊産婦が参加できる場の提供、子育て中の親子に交流の場を提供するとともに、交流の促進・子育てに関する相談・情報提供・講習会等を通じて、地域のつながりを強化します。	子育て支援課
3	放課後児童健全育成事業	就業等により、昼間、保護者のいない家庭の小学校児童を、放課後及び長期休業中に学童保育所で保育することで、放課後における児童の居場所づくりに努めます。	子育て支援課
4	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童生徒等に対して、居場所となる場を開設し、児童生徒の状況に応じた支援を包括的に提供する事業を実施するために、支援を必要とする家庭の把握を行うとともに、他市町村の先進事例等の情報収集を行います。	子育て支援課
5	こども食堂の開設支援	様々な団体や個人と連携・協働し、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。	子育て支援課
6	老人保護措置事業	高齢者虐待や経済的理由により、自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者について、入所処置手続きの際には、セルフネグレクト等についても確認しています。 また、自傷行為等で入院治療が必要な高齢者には、入所処置を行わず、関係機関と連携して適切な対応について努めます。	介護福祉課
7	ミニデイケア	こころに病を抱えている人やコミュニケーションがとりにくい人などが集まって話などができる事業への参加を周知します。	健康増進課

② 相談機能の充実

【全般の取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	こころの相談会	相談を受け、見守りをし、必要な支援やサービスにつなげます。相談後のフォローに迅速に対応するため、また、対象者の生活をみることができるよう家庭訪問型の相談も実施します。	健康増進課

番号	事業名	事業概要	担当課
2	女性の抱える悩みへの相談支援	夫婦間、男女間の問題や家族のこと、パートナーからの暴力、職場でのハラスメントなどの悩みについて、相談支援を行い、自殺リスクを把握し、対応を行います。	住民生活課
3	重層的支援体制整備事業（再掲）	相談者の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める包括的相談支援を実施し、相談者のニーズに対し適切な支援が行えるよう努めます。	介護福祉課

【子育て中の保護者等のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	子ども・子育て支援事業	第3期日出町子ども・子育て支援事業計画に基づき必要な施策を実施します。 妊娠期から就学までの学童思春期にあたる児童及び保護者に対して相談支援の充実を図り切れ目のない支援に努めます。 ＜代表的な事業＞ 利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、産後ケア事業等。	子育て支援課
2	妊婦一般健康診査	母体の健康状態、胎児の発育において、医療の面、保健指導の面で援助が必要な妊産婦を発見し、妊産婦の健康管理の向上に努め、自殺の要因になる産後うつ等の予防に努めます。	子育て支援課
3	ペリネイタルビジット（育児等保健指導事業）の実施	育児不安を軽減するため、産婦人科医からの紹介により、小児科で育児に関する保健指導を無料（1回）で受けることができます。医療機関と連携して、妊産婦の子育てに関する不安の軽減に努めます。	子育て支援課
4	乳幼児健診・育児相談事業	子どもの健診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する機会でもあり、悩みを抱える家庭の相談に応じ、必要がある際には、関係機関につなぐ等の対応に努めます。	子育て支援課
5	ひとり親家庭の相談支援体制の充実	困りごとを抱えた保護者が何らかの公的な相談機関につながるよう、大分県母子・父子福祉センター等の相談窓口の周知に努めます。また、相談窓口や母子保健事業における支援を充実し、ひとり親家庭の生活と安定に向けて、民生委員・児童委員や主任児童委員、関係機関との連携を図りながら適切な助言を行う体制を整えます。	子育て支援課

【若年層（30歳代）のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	30歳代の健康診査	30歳代の国民健康保険加入者で、健診を受診する機会のない方を対象に、健診の実施に努めます。健康診査やその後の保健指導を活かし、問題がある場合には、専門機関につなぐ等により若年層の自殺予防に努めます。	健康増進課

【中高年（40～64歳）のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	勤労者相談	大分県や関係機関と連携し、労働相談窓口の設置を行うことで労働者本人、その家族や会社関係者からの相談に応じます。	まちづくり推進課

【高齢者のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	健康増進事業・介護予防事業、一体的事業	高齢者の居場所づくり、生きがいづくり、ひきこもり対策、健康増進、介護予防として健康相談や各種教室を行います。必要時、家庭訪問や支援先へつなぐことに努めます。	健康増進課
2	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に努め、自殺のおそれがある方に対しては関係機関等につなげ、支援します。既に介護給付を受けている要介護等認定者については、関連する介護サービス事業者と連携し支援を行います。	介護福祉課

【障がい者と家族への支援のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	障がい児の支援	障がい児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担がかかることを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減になります。相談支援事業所と連携して取り組みます。	子育て支援課 介護福祉課
2	障がい者虐待防止	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置に努めます。虐待防止のための、擁護者に対する相談支援等から様々な問題を察知し、適切な支援につなげることで自殺リスクの軽減に努めます。	介護福祉課
3	障がい者とその家族への支援	障がいがある人への相談支援の提供は、本人や家族に負担がかかるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減になります。相談支援事業所と連携して取り組みます。	介護福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
4	薬物・アルコール依存症への対応	県と連携して、薬物やアルコール依存症から回復したい人を支援する団体や医療機関を紹介し、利用につなげます。	健康増進課

(5) 児童生徒の援助希求に関する教育

自殺に追い込まれる人の中には、適切な支援を得ることができず、自殺に追い込まれる場合が少なくないため、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということや、助けを求める具体的な方法を学ぶ教育を推進します。

また、児童生徒の SOS を出せるための環境を教職員や地域の関係者などが整え、児童生徒から発せられた SOS を適切に受け止め、必要な支援につなげていくものとします。

【評価指標】

指標名	現状値	中間値 2030 年度	目標値 2036 年度
児童生徒へのこころの健康教育実施回数	3 校	2 校以上 (中・高 1 校ずつ)	2 校以上

① SOS の出し方に関する教育の実施

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	生きる力を育む教育の取組	各学校では、全ての教員が、生きる力を育むことが自殺予防につながることを十分理解し、保健教育や道徳教育等、学校教育全体を通じて、児童生徒が「自分は尊重されているべき存在であり、尊重されている」と実感できるよう、計画的に取り組みます。	学校教育課
2	こころの健康教育と道徳教育の充実	道徳や保健の授業の中で、「友情、信頼」「生命の尊さ」等の内容を実施し、いじめや自殺の未然防止に努めます。	学校教育課
3	児童生徒との個人面談の実施	いじめアンケート等を通じて、年間 2 回（必要児童には 3 回以上）、児童生徒と個人面談の場を設定し、児童生徒が当面する諸課題への対応や、生活上の諸問題の解決を図ります。	学校教育課
4	学校における早期発見	各学校において、長期休みの前後に、アンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めます。	学校教育課
5	保護者に対する啓発	保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談できるよう、学校の相談窓口を周知します。	学校教育課

番号	事業名	事業概要	担当課
6	情報セキュリティに関する教育の充実	外部機関等と連携して、SNS、情報セキュリティに関する教育を推進します。SNS や情報セキュリティと自殺との関連にもふれ、児童生徒が自殺について深く考えられる時間を設けます。	学校教育課
7	SOS の出し方に関する教育の推進	様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進します。児童生徒が適切な援助希求行動ができるように指導するとともに、身近にいる大人がそれを受け止め支援する体制の構築を図ります。	学校教育課

② 児童生徒の SOS を確実に受け止め支援につなげるための連携の強化

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	SOS を受け止めるための研修の推進と連携の強化	身近にいる教職員が SOS を受け止め支援するための研修を推進します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、支援の連携強化を図ります。	学校教育課

(6) 自殺未遂者・自死遺族等への支援の充実

自殺対策基本法第 9 条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺者及び自殺未遂者、それらの親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮します。

【評価指標】

指標名	現状値	中間値 2030 年度	目標値 2036 年度
自死遺族のつどいの場等の周知	1 回/年以上	1 回/年以上	1 回/年以上

① 自殺未遂者等への支援

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	自殺未遂者への相談支援	自殺未遂者の自殺リスクは高く、関係機関と連携を取り、切れ目のない支援が必要になります。カウンセリングや適切な相談支援機関等につなぎ、自殺未遂者の支援に努めます。	健康増進課
2	自殺未遂者ケア等に関する連携	自殺未遂者への精神的なケアや様々な支援を効果的に行うため、医療機関や関係機関等への情報提供を検討します。	健康増進課

② 遺された人への支援

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	遺された人への支援	遺族の方が語り合える場の情報提供や自殺者家族を把握した場合、県や関係機関と連携を取り、必要時、適切な相談支援機関等を紹介することに努めます。	健康増進課
2	「おくやみハンドブック」での情報提供	死亡届を提出した全ての遺族に対して、相談窓口や様々な法的手続き等の情報を掲載したハンドブックを手渡します。	住民生活課

(7) ライフステージや属性・状況に応じた支援

国の「自殺実態プロファイル」で指摘されている「高齢者」「子ども・若者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「勤務・経営」の5つについて、ライフステージや属性・状況に応じた支援の充実を図ります。

① 高齢者対策

高齢者特有の課題を踏まえつつ、個別の背景や問題に対応するために、行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的な支援として施策の推進を図るとともに、高齢者の閉じこもりや抑うつ状態を防止するために、高齢者の居場所づくり、社会参加の推進を図ります。

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	地域包括支援センターの運営	地域の高齢者が抱える問題や情報等を把握し、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連帯関係の強化に努めます。	介護福祉課
2	重層的支援体制整備事業（再掲）	複雑化、複合化したニーズへの対応を目的とし、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」「訪問等を通じた継続的支援」、「多機関協働」の一体的な実施を関係課や関係機関、地域住民との連携により実施します。	介護福祉課
3	民生委員活動支援事業	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口として、高齢者を訪問することにより、困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげ、問題解決の支援に努めます。	介護福祉課

番号	事業名	事業概要	担当課
4	特定保健指導 重症化予防訪問事業	特定保健指導や重症化予防訪問の対象者を訪問し、生活習慣病予防のために保健師、看護師、管理栄養士の専門職が健診結果等の説明や、生活指導を実施しています。その中で、アルコール依存傾向にある方やメンタル面で気になる方については、専門の相談先を紹介します。	健康増進課
5	配食サービス	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯の方等へ栄養バランスのとれた夕食を配達するとともに、安否確認を行います。	介護福祉課
6	高齢者等見守り支援事業	緊急通報装置と人感センサーによる見守りとともに、24時間対応の健康相談を行います。	介護福祉課
7	老人クラブ活動等 社会活動促進事業	地域の老人クラブや老人クラブ連合会への活動費を助成します。高齢者の社会参加を促し、孤独や孤立の予防に努めます。	介護福祉課
8	運転免許返納に伴う代替交通手段の周知・充実	高齢者が運転免許証の返納に伴い、デマンド交通等の他の交通手段の周知・充実を図ります。	まちづくり推進課
9	高齢者のいきがいづくり	高齢者サロンにおける気軽に楽しめる事業の実施、参加しやすいボランティア活動等の周知を行います。	介護福祉課

② 子ども・若者対策

小・中学生から30歳代までの子ども・若者を対象とします。

小・中学生の在学中からの不登校や問題行動等については、単に学校、家庭の問題だけではなく、その根底に様々な問題を抱えていることも多いため、若年層への相談支援機関のみでなく、行政機関、教育機関、職域等の事業者、民間団体等のネットワークづくりや関係機関が連携した取組を推進します。

また、居場所を提供し、社会参加への不安の解消、コミュニケーションスキルの獲得に関する取組や日常生活に関する相談支援等の充実を図ります。

【周産期・子育ての取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	妊娠中から子育て中の親子を守る地域ネットワーク事業	被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要です。自殺リスク軽減のため、要保護児童対策地域協議会を核として、児童虐待防止対策の充実に努めます。また、すべての子どもが健やかな成長ができるように「ヘルシー・スタートおおいた」に基づいて関係機関と連携します。	子育て支援課

【学童および思春期のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	生徒指導総合連携推進事業（再掲）	フォーラムの開催や、自殺対策に向けた各校のいじめ防止や基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ることで、児童生徒の自殺予防に努めます。	学校教育課
2	SNS 等への、気になる書き込みに対する対応	長期休業前には必ず SNS 等への書き込みについての注意を行います。また、自殺をほのめかす等の書き込み等の情報があった場合は、関係機関と連携し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保します。	学校教育課
3	ヤングケアラーの早期発見、支援	学校等との情報共有により、本来大人が担うと想定されている家事・育児・介護等を日常的に行っているヤングケアラーの早期発見に努め、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	介護福祉課 子育て支援課 学校教育課
4	おおいたひきこもり地域支援センターとの連携	「おおいたひきこもり地域支援センター」と連携して、ひきこもり状態（社会参加を避けて、家庭に6か月以上とどまり続けている状態）にある子どもやその家族への相談支援を行います。	介護福祉課 子育て支援課 学校教育課
5	こころとからだの調査	児童生徒のこころの健康観察を教員の観察やタブレット端末等で行い、結果に基づいて教職員・専門職員が教育相談を行います。	学校教育課
6	フレンドリー広場（再掲）	不登校傾向の児童生徒の「こころの居場所」を保証するため、週に3回、主体的活動や学習支援を行う活動を行います。	学校教育課

【働く若者のための取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	地域生活支援事業	子ども、障がい者、ボランティアをはじめ、多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに、多彩な催しを通して相互交流する中で、うつ病と自殺の関連や早期対応の重要性に気づいてもらえるよう努めます。	介護福祉課
2	こころの相談窓口の周知・啓発	若年層を対象に、こころの病やひきこもり対策として、こころの相談会や相談窓口の周知・啓発を行います。	健康増進課

③ 生活困窮対策の促進と無職者・失業者対策

生活困窮者は、その背景として労働、多重債務、介護、精神障がい、依存症、虐待などの多様で広範な問題を複合的に抱えている場合があり、経済的困窮の他、地域から孤立しやすい傾向があるとされています。そのため、生活困窮者対策を自立相談支援等と連動させて、効果的な対策を進めます。

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	包括的相談体制整備事業（再掲）	自殺リスクの高い生活困窮者の支援事業として、県・社会福祉協議会・関係機関と連携し、生活困窮から早期に脱却することを目的に、対象者一人ひとりの課題に合わせた適切な支援に努めます。また、社会福祉協議会と連携し、緊急的かつ一時的に支援が必要な生活困窮者への食糧等の提供や生活福祉資金等の案内を行います。	介護福祉課
2	ひとり親の生活支援の充実、経済的自立の促進	ひとり親家庭の経済的負担の軽減に向けて、各種制度の周知を図ります。また、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供を行うとともに、県と連携し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給による職業訓練や資格取得を支援します。	介護福祉課 子育て支援課
3	ひきこもり相談	ひきこもり者への支援体制を整備し、本人や家族等を支援するため、本人の自立を推進します。	介護福祉課 健康増進課
4	こころの相談会（再掲）	相談を受け、見守りをし、必要な支援やサービスにつなげます。相談後のフォローに迅速に対応するため、また対象者の生活をみることができるよう家庭訪問型の相談も実施します。	健康増進課

④ 勤務・経営対策

職場におけるメンタルヘルス対策、過労自殺を含む過労死等の防止対策、長時間労働の是正、ハラスメント防止対策、経営者に対する相談事業の実施等に取り組みます。

また、本町の労働者の多くは中小企業に勤務しており、就労環境や就労構造は様々で多様化しているため、職域、各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割を踏まえ、経営者、関係団体等の連携した取組を進め、地域での自殺対策の周知、啓発等を進めます。

【取組】

番号	事業名	事業概要	担当課
1	町職員・町立学校教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の防止を図ります。	教育総務課 総務課
2	町職員メンタルヘルス対策事業	専任の産業保健師を総務課に配置し、予防から復帰支援までの包括的な衛生管理を行います。 また、外部相談員を専任し職員の様々な相談に応じることができる体制づくりを行い、早期発見、早期解決に取り組みます。 時間外労働時間の実態を正確に把握し、時間外労働の削減に努めます	総務課
3	健康経営の推進	従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す「健康経営」を保健所と連携して推進していきます。	健康増進課
4	職域におけるハラスメント防止対策の促進支援	大分県や商工会と連携し、労働相談等の問題について、職域におけるハラスメント防止対策の促進を支援します。	まちづくり 推進課
5	働き方改革の促進	町内企業に対してノー残業デーや年次有給休暇取得促進の周知広報を行い、働き方改革を促進します。	まちづくり 推進課